

新燃岳噴火に伴う「こころと身体健康相談往診事業」実施要領

平成23年2月15日

宮崎県精神保健福祉センター

1 目的

新燃岳噴火に伴い、避難勧告地域の住民は、今後の不安やストレスを抱え、疲労が蓄積され、心身の不調につながるおそれがあることから、医師、保健師等による相談及び往診を実施する。

2 内容 ※別紙フロー図参照

避難勧告等により避難生活を余儀なくされた方に対して、保健師等による健康調査等により、支援が必要な場合に、関係町等と連携し避難所での診療等を実施する。

また、より支援の必要な事例については、医師が保健師と同行の上、個別訪問し診療等を行う。

【体制】 医師（地元医療機関、精神保健福祉センター）
保健師（地元保健所、地元市町村、精神保健福祉センター）

3 非常勤医師の雇用

（1）理由

- ① 現地において、診療行為（投薬等）を行い、情報管理を徹底するためには、精神保健福祉センター（診療所）の職員として守秘義務を負う必要がある。
- ② なお、センター医師のみでは体制継続が困難であり、事後支援の地元移行を念頭に置き、地元の医療機関から医師派遣について協力を得る必要がある。

（2）内容

- ① 職種 医師（精神科もしくは内科等）
- ② 報償額 日額 13,620円
- ③ 業務内容 新燃岳噴火にかかる避難生活を余儀なくされた方への往診診療等
- ④ 所属 精神保健福祉センター

（3）雇用期間

平成23年2月15日から平成23年3月31日まで

（4）勤務時間等

原則、週1回 平日の午後2時～4時

新燃岳噴火に伴うこころと身体健康相談往診事業の概要

避難勧告等により避難生活を余儀なくされた方に対して、保健師等による健康調査等により、支援が必要な場合に、関係町等と連携し避難所での診療等を実施する。また、より支援の必要な事例については、医師及び保健師が個別訪問の上、診療等を行う。

